

長岡市バス位置情報配信システム整備業務 簡易評価型プロポーザル説明書

1 趣旨

平成 18 年 4 月からパソコン及び携帯電話でバスの位置情報や時刻表を確認できるバス位置情報配信システム「中越バス i」の運用を開始した。しかし、平成 24 年 4 月からの通信方式の変更により、本システムの継続が困難となった。

市としては、「中越バス i」へのインターネットアクセス数が 1 か月当たり 1 万 6 千件を超えていることや、平成 20 年 12 月に策定した「長岡市公共交通基本計画」において本システムの対象路線拡充の方針を示していることから、平成 24 年度から新たなシステムを導入し、サービスを継続することで路線バスの利用環境の充実を図っていくこととした。

そこで、市が本システムを運営していくにあたり、そのシステム運用業者の選定を簡易評価型プロポーザルにより実施し特定するものである。

なお、本システムを平成 24 年度から稼働させるために必要な通信機器及び車載機等の設置は、選定したシステムに対応した仕様に基づき別途今年度整備するものとする。

2 公募対象者

次の要件を全て満たす業者を対象に公募するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 公告の日において長岡市の入札参加資格を有する者で、本市から指名停止の処分または暴力団排除措置を受けていない者。
- (3) 平成 13 年 4 月以降において、ASP または同種（サーバー方式等）のバスロケーションシステムの導入実績（官民間わない）を有していること。

3 提案の概要

(1) 通信関係

現在は NTT ドコモが提供する DoPa サービスによる通信を行っているが、平成 24 年 3 月末で DoPa サービスが終了するため、代替手段を検討する。また、それに伴う車載機及び通信機の仕様を提案する。

(2) システム関係

現在配信している 3 路線の位置情報について、パソコン画面では新システム導入後も引き続き同様な形で配信し、他の路線はパソコン・携帯電話ともに乗降停留所を指定して位置情報を表示する。なお、時刻表検索は引き続き配信するものとする。

※ 詳細は「長岡市バス位置情報配信システム整備仕様書」を参照。

※ 仕様書第 3 章機能一覧に示す機能のほか、独自の機能も提案できるものとする。

(3) 維持管理関係

通信料、データ・機器保守費、システム使用料などの年間維持管理経費及びサポート体制を提案する。

4 提案書の作成

(1) 提案書作成上の基本事項

本プロポーザルは、バス位置情報配信システム整備業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部の提出を求めるものではない。

(2) 提案書の作成方法

下記の事項について、資料を作成すること。

ア 会社概要及び類似事業実績（様式－３）

過去 10 年間（平成 13 年 4 月以降）における類似事業の受注実績について記載すること。

イ 提案書作成のための体制（様式－４）

本業務の実施体制を記載すること。また、他の事業所と協力して実施する場合は、その内容と予定される協力事業所名を記載すること。

ウ 提案内容（様式なし）

仕様書の内容を実現するための提案をすること。なお、下記の点についても必ず記載すること。

(ア) システムに関すること

- ① 車載機と通信機の仕様
- ② システム利用者への情報案内機能
- ③ 運行管理機能
- ④ 将来のシステムの拡充
 - ・ 病院や大型商業施設に将来設置予定のバス接近情報表示モニターについても柔軟に対応できるものとする
- ⑤ 上記の各種画面イメージ
- ⑥ システム導入までに要する費用の内訳を記載した見積書
 - ・ なお、提案上限金額は金 32,800,000 円とする。
 - ・ この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すものである
 - ・ 上記提案金額を超えてはならない
 - ・ 取引に関わる消費税及び地方消費税の額を含む

(イ) システムの維持管理に関すること

- ① データメンテナンスの方法及び機器保守等のサポート体制

- ② システム導入後 10 年間の通信費を含む内訳を記載した維持管理費用総額の見積書
- ③ その他必要な費用を漏れなく記載すること

維持管理費用見積りにあたっての留意事項

- ・ サービスの利用料は 10 か年を利用した場合の月額費用×12 で算出すること
- ・ 通信費は、音声合成装置系統設定時、釦押下時、ドア信号の取得時に発呼するものとする。また、音声合成装置釦押下時、もしくはドア信号の取得時にバス停通過情報を発呼し通信が発生するものとする。
- ・ 音声合成装置と連動できない場合は、系統設定時と車載機に登録されたチェックポイント通過時に発呼し、通信が発生するものとする。
- ・ パケット算出に際しては、下記的前提条件のもと、1 台あたりの平均パケット数を計算し、1 台あたりの平均費用を算出することとする。

前提条件

1 か月の日数：30 日

車両数：200 台

1 台の 1 日あたり運行便数：10 便

1 便の通過停留所数：27 本

1 日の車載機の起動回数：10 回

車両からの送信情報：系統設定情報、バス停通過情報

その他：定期的な位置情報の収集として 1 日あたり 10 時間の運用とし、10 分ごとに定期発呼を行うこと

(ウ) システム運用までの工程表

- ・ 平成 24 年 3 月 31 日までにシステムの構築が完了する工程表を作成すること

5 システム運用業者の特定

簡易評価型プロポーザルにより、平成 24 年度のシステム運用業者を特定する。なお、特段の理由がない限り次年度以降も継続するものとする。

6 書類の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 参加表明書兼参加資格確認申請書（様式－1）

2(3)を証明できる書類を添付し、以下のとおり提出すること。

ア 提出方法

持参または郵送、電子メールのいずれかの方法で提出すること。提出期限までに必着とし、持参以外の場合は必ず着信を確認すること。

イ 提出先

長岡市都市整備部交通政策課交通企画係

住 所 〒940-0061 新潟県長岡市城内町3丁目4番地14

電 話 0258-39-2267 (直通)

e-Mail koutuu@city.nagaoka.lg.jp

ウ 提出期限

平成23年8月19日(金曜日)午後5時00分

(2) 提案書

ア 提出方法

持参または郵送で提出すること。提出期限までに必着とし、郵送の場合は必ず到着を確認すること。

イ 提出先

長岡市都市整備部交通政策課交通企画係

住 所 〒940-0062 新潟県長岡市大手通2丁目6番地

※8月29日(月曜日)から新庁舎へ移転するため提出の際は注意すること。なお、電話番号及び電子メールは変更なし

ウ 体裁

A4両面印刷とし、提案書(様式-2)、会社概要及び類似事業実績(様式-3)、提案書作成のための体制(様式-4)、各提案内容(様式なし)の順に左2箇所をホチキス止めすること。なお、各提案内容(様式なし)は30ページ以内(A4両面印刷15枚)とする。

エ 提出部数

10部(市販の表紙ファイル等は不要)

オ 提出期限

平成23年9月9日(金曜日)午後5時00分

7 プレゼンテーション

(1) 期日

平成23年9月16日(金曜日)

(2) 実施要領

ア 参加者は3名までとする。

イ 提出された提案書以外の資料の配布は認めない。

ウ プレゼンテーションの会場や開始時間等はプロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書の提出により参加事業所が確定後、別途通知する。なお、プレゼンテーションの順番は提案書の提出順とする。

8 本説明書の内容についての質問受付、回答

(1) 質問書（様式－5）

ア 提出方法

持参または郵送、電子メールのいずれかの方法で提出すること。提出期限までに必着とし、持参以外の場合は必ず着信を確認すること。

イ 提出先

6(1)イと同じ

ウ 質問受付

平成23年8月22日（月曜日）午前9時00分から8月26日（金曜日）午後5時00分まで

(2) 質問に対する回答

平成23年9月2日（金曜日）午後5時00分までに参加表明書兼参加資格確認申請書を提出した全社に電子メールにより回答する。

9 選考方法

提案書やプレゼンテーションの内容、見積金額について、本市職員が評価基準により総合的に評価し、最も優秀な提案者を特定する。

10 選考結果の通知、不採用理由の説明受付及び回答

(1) 選考結果の通知

特定、不採用の通知は参加全社へ通知する。

(2) 不採用理由の説明受付

ア 提出方法

書面（様式なし）を持参または郵送で提出し、郵送の場合は必ず着信を確認すること。

イ 提出先

6(2)イと同じ

ウ 受付期間

- ・通知を受けた日から起算して5日以内（休日を含まない）
- ・受付時間は午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 不採用理由の回答

不採用理由の説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない）に書面により行う。

11 その他の留意事項

(1) 提案書の作成、提出及プレゼンテーションに関する費用は、提出者の負担とする。

- (2) 提案書に虚偽の記載をした場合、著作権の不正使用等不法行為が発覚した場合、その提案書は特定しない。また、特定後に発覚した場合はその決定を取り消すものとする。この場合において、選考結果が次点の事業者の提案を特定するものとする。
- (3) 提出された提案書は返却しない。
- (4) 特定された提案書に記載した内容についての著作権は、当市に帰属するものとする。
- (5) 提案書作成のための体制（様式－４）に記載した管理者は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、離職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の業務実施能力があるとの了解を発注者から得なければならない。
- (6) 本プロポーザルの特定者は、平成 24 年度からの運用にあたり、以下の内容についても必ず行うこととする。
 - ア 各種ドキュメント類作成業務
 - イ サービス提供前の試験運用
 - ウ 操作説明会の開催